ご来訪の皆さま



面会制限 段階的解除について

時下 ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は当施設の運営に格別のご 高配賜り厚く御礼申し上げます。

2020年2月24日より、ご家族様の面会について一時的に制限をさせていただいておりましたが、皆さまのご協力のおかげで新型コロナウィルス、並びに他の季節性感染症の発生をゼロに抑えられていること、改めて感謝申し上げます。

埼玉県内、隣接した都県(東京都等)においては、未だ感染者の報告は続いておりますが、5月末に全都道府県で緊急事態宣言が全面的に解除されたことを受けた後も面会については制限を続けてきましたが、その後の地域での感染状況を見極めていく中で、当施設においても段階的に面会を開始していくことにいたしました。

まずは、その第1段階として、下記の通り面会の方法・ルールについてお知らせいたします。なお、新型コロナウィルスは第2波・第3波の感染拡大も懸念されている中ですので、埼玉県内、隣接した都県において、感染の拡大傾向がみられた場合は、再び面会の中止をお願いする場合がございます。

今後の面会の全面解除に向けて、引き続き協議を進めてまいります。重ねまして、 ご理解、ご協力の程、何卒、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご自宅から顔を見てお話しできる『オンライン面会』につきましては、今後も継続して対応してまいりますので、お気軽にご相談ください。重ねましてよろしくお願い申し上げます。

面会制限の段階的解除について

第1段階 2020年7月1日(水)から開始

- (1) 対象のご家族について
- 埼玉県内にお住いのご家族様に限定いたします
- ◆ 次頁の「面会者の条件について」のチェックシートの条件を満たす方に 限定いたします
- お子様の面会はご遠慮いただいております
- (2) 面会方法について
- 1回 15 分の予約制となります (ご予約はお電話にて受付いたします) ※当日予約可能ですが、ご希望の予約枠が埋まってしまっている場合はお受けできない場合がございます
- 面会の人数は2名までとさせていただきます
- マスクをご持参いただき、ご着用ください
- 受付時に手洗いうがい、手指消毒、検温、体調確認のご協力をお願い致します
- (3) 面会時間について
- 13:00~16:00 の間でご予約をお願いいします
- (4) 面会場所について
- フロアや居室への立ち入りは基本的にご遠慮いただいております1 階相談室に、職員がご入居者様をご案内いたします。そちらでご面会ください※面会室には飛散防止対策のパネル・シートを設置させていただいております

面会者の条件について

- 新型コロナウィルス感染症に感染していないこと
- 過去2週間内に感染者、感染の疑いのある者、濃厚接触者との接触がないこと
- 以下の健康状態に問題がないこと(一つでも当てはまる場合、面会をお控えくださ るよう、お願い致します。)
 - □ 現在、37.0°C以上の発熱している
 - □ 2週間以内に37.0°C以上の発熱があった
 - □ 身体がだるい・身体の節々が痛い
 - □ 気持ち悪い、吐き気がある
 - □ 一週間以内に嘔吐した
 - □ のどが痛い
 - □ 下痢をしている
 - □ くしゃみ、鼻水がある
 - □ 目が赤い、または結膜炎がある
 - □ 1ヶ月以内に始まった咳がある

〇オンライン(LINE ビデオ電話)による面会は引き続き可能です。下記の QR コードよ りご登録ください。

オンライン面会等につきましては、生活相談員までお問い合わせください

特別養護老人ホーム扇の森 WEST 施設名:

小規模多機能型居宅介護扇の森

担当者: 大津留・瀬戸

 $TFI \cdot 048-729-6070$

オンライン面会用-LINE ビデオ通話用 QR コード



■厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための 留意点について」(令和2年4月7日介護保険最新情報vol.808 厚生労働省結核感染症課 ほか)

1 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を 除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討! すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には 面会を断ること。(咳・倦怠感・関節痛等の感冒症状がある場合も同様とする)

※本件についてのご質問等については、各施設に問い合わせをお願いします。